

カード類（トレーディングカード類やシール類等含）のST申請について

今般、カード類（トレーディングカード類やシール類等を含む）のST申請方法について、「枝番号」を使用する方法を廃止し、「一括申請」による方法に統一することとしましたので、その旨ご連絡致します。

【説明】

1. カード類（トレーディングカード類やシール類等）のST申請を行う申請については、カードの種類が多く任意に商品に封入される場合、カードの全種類（数）を一商品当たりのカード枚数（商品1袋に入っているカードの枚数）で除した数を用いて、申請数と検査料金を算定しています。

例) 全100種類のカードを用いた商品（1袋に任意の5枚のカードを封入）の場合、申請数は20申請（100種類÷5枚（1袋））となります。
なお、検査料金は、（20申請は）同時申請となるため、2点目以降の申請（19申請）は、軽減された料金（各2,500円）を適用しています。

2. そして、複数の申請について、これまで以下のような申請方法で対応されてきました。（どちらの申請方法でも、検査料金は同額）
 - ① 「枝番号」を使用する方法
申請の1点目を親番号とし、2点目以降を枝番号で申請する方法
（例えば、上の例では1申請（親番号）と19申請（枝番号）に分ける。）
 - ② 「一括申請」とする方法
全100種を1申請として申請する（ただし、検査料金は上記1.による。）
3. 今般、申請方法を一本化し明確にすることとし、上記2.の方法（「枝番号」方式）を廃止し、「一括申請」方式に統一することにしました。

本件は、平成22年10月1日以降の申請案件から適用します。

（問合せ先）

何かございましたら、当協会事務局（山口・中田・小林 Tel03-3829-2513）まで
問合せ下さい。